

令和3年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年12月23日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	小菅 康子	2番	田中 陽介
3番	石川 恵美	4番	村田 弘行
5番	木下 伸一	6番	津村 俊二
7番	益川 教智	8番	東郷 克己
9番	服部 嘉雄	10番	奥山文市郎
11番	山崎 有子	12番	山本 剛
13番	鈴木 市朗	14番	山崎 敦志
15番	橋 俊明	16番	岩井智恵子
17番	稲垣 誠亮	18番	荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第92号から議第100号まで及び議第102号から議第108号  
まで並びに請願第3号

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他16件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

第3 議第101号

(指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティ  
センターぎおう))

委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第1 議第110号から議第112号まで

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第8号) 他2件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 決議第5号

(駅前Bブロックにおける市民病院整備についての特定財源の見通し  
に関する決議(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

第3 意見書第18号

(中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める  
意見書(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

## 開議

午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入ります前に、本日は報道機関が来ておられますので、録画、録音、写真撮影等を許可いたしますので、ご報告いたします。

それでは、日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりであります。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、確認願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第11番、山崎有子議員、第12番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第92号から議第100号まで及び議第102号から議第108号まで並びに請願第3号、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他16件を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稲垣誠亮議員。

○17番(稲垣誠亮君) 第17番、稲垣誠亮です。

去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第100号権利の放棄についてを審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第100号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第101号を除く、議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)から議第107号指定管理者の指定につき議決

を求めることについて（コミュニティセンターひょうず）までを一括審査いたしました。

委員からの「各コミュニティセンターの指定に当たっては、条例では、原則公募の手続を取る、例外的に指定で決められることになっているが、今回はどのような形で選ばれているのか」との質疑に対し、「これまでコミュニティセンターが地域に根ざした活動をしており、各学区の自治会と密接な連動で活動していることから、これまでも非公募で各自治連合会長に指定管理の委託をしている。今回も継続して提案させていただく」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第101号を除く、議第102号から議第107号までについては、順次採決の結果、全て全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、総務常任委員会において、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件について、委員から、市立野洲病院の現地視察について所管事務調査の提案があり、調査内容、調査期間等について以下のとおりありました。所管事務調査事項は市立野洲病院における現地調査とし、調査目的は、新しい病院整備を急ぐ必要があることから、市立野洲病院の老朽化に伴う修繕箇所や給食の実態等を調査することによる現状把握と新病院整備の議論を深めるためとするものです。また、その方法は、市立野洲病院現地において老朽化している修繕箇所や給食等を確認調査するとともに、現場の状況や課題について現場職員から聞き取りを行うとします。

最後に、期間は令和4年2月定例会開会までであります。

以上の内容について、議長にその旨を申告したところです。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び閉会中の継続審査または調査に付すべき事件に関する協議結果の報告といたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 第16番、岩井智恵子でございます。

去る12月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月14日に委員会を招集し、委員全員が出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について報告いたします。

まず、請願第3号野洲市における子どものマスク着用の自由意思尊重に関する請願について、請願者から詳細な説明を受け、その後の請願者に対する委員からの質疑はありませんでした。

続いて、請願第3号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、「紹介者として、内容にそれぞれの思いがある、差別につながってはいけないという周知であり、子どものマスク着用の自由意思尊重を認めてくださいという話であります」「請願者の思い自体は何とかしたいと思うが、一方、マスク着用の自由意思尊重の趣旨等を請願として通すと、議会としての意思表示になり、慎重であるべきと考える。マスクをしなくていいという啓発は非常に危険が伴う部分でもある」「保護者にも両方の考えがあり、両方とも合っていると思う。お子さんの話を聞いても、周りから、マスクを外している理解を求めていくということが大事で、いきなり議会で決めてくださいではなく、子どもを持つ同じ保護者や周りの友達からマスクを外していいとか、マスクをする大切さを教えなければいけない。先生や教育委員会は、何とかして子どもを守ろうとしているので、保護者の理解と外す場所やほっとする場所をつくっていくなど、検討していただきたい」「日本は法治国家で、自由意思を尊重しないというのは相当なこと。命に関わると言われるが、データに基づいて冷静に判断する必要がある。学校の現場でどこでも必要なのか、みんな十把一からげに同じようにする必要があるのか、総合的に考える必要がある。自分でいろんなことを考えられる子どもたちを育てていきたいという中で、考えて行動すること、それを尊重していくという必要はあると思う」「日本の社会に慣れていない中で、マスク着用に関して子どもの自由意思を尊重するという請願を認める影響というのは現実的に大き過ぎる。例えば、広範囲なテーマで、これがタイトルで、教育委員会の方針を各学校や保健、保育施設へ伝達し実行してくださいというのであれば違うが、このタイトルは非常に影響が大きいというか、混乱を招くという側面がある」「大人たちの教育というか、学びの機会になり得るのか、そういうことを経て尊重や対立軸があるけれど、一緒に暮らしていくこととかを学んでいかないと。そういう訓練をされていないものも事実で、しっかり本質的な話し合いをして、お互いに成長していく。そういうことを実現というか、顕在化していく方向がよい」「とても判断に難しい問題だと思う。体育の授業で事故も起きてい

る。危険があるということを十分認識した上で進めるべきと思う。一方では、感染予防が100%防げるものではないが、マスクをすることでかなりの部分は防げていると思うので賛同しかねる」「議会の意思として意思表示をすることは慎重であるべきである。請願理由では、マスク着用で感染予防が十分であるとは言えずとあるが、厳密な調査や証明はできるものではない。マスク着用の可否の決定権は保護者にある。健康被害が出た場合の責任の所在は学校にあるとかいう内容であるが、家庭の中から感染して、学校でクラスターが出て、学級閉鎖があった現実もある。クラスターが出た場合のことを考えれば、マスク着用を基本にしないと、先生は大変ではないか」「今、コロナということが特別視されているが、本当にどうやったというのを、今までなかったと言うが、人が亡くなったものは多かった。空気につくられているのではなく、それぞれ考えていく必要がある。ある意味、こういうお母さんの請願というのは、そういうものを僕たちに示してくれているのかと思う」との意見がありました。

採決の結果、本委員会におきましては、請願第3号は賛成少数により、不採択とすべきと決しました。

次に、議第99号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第99号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第99号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第108号野洲市教育振興基本計画第3期の策定についてを審査いたしました。

委員からの「野洲市教育振興基本計画第3期がこれから先、数年ということだが、学校給食センター、歴史民俗博物館の施設の更新については、別途計画を立てて進めていくのか」との質疑に対し、「老朽化に伴う更新ということになるが、現在、公共施設等総合管理計画に従い、個別施設計画が策定されており、それにのっとって改修をしていくということになるかと思う」との答弁がありました。

また、委員からの「野洲市教育振興基本計画第3期案の中のいじめや問題行動への対応の強化の課題で、真に子どもと向き合う学級づくりを目指すには業務の精選をはじめ、超過勤務の縮減や健康保持の取り組みなど、職場環境の改善を図る必要があるが、滋賀県では公立の小中学校で35人以下の学級が実施されているが、他府県では30人学級や小学校1年生の25人学級などを実施している県もある。更なる少人数学級を求めていくこと

も位置づけるべきと思うが、考えを伺う」との質疑に対し、「少人数学級については、文科省が順次進めている。35人を段階的に小学校へ増やしていく。できれば中学校もという情報もあるが、市独自では厳しい状況である。福井県や他府県でも事例はあるが、府県単位で実施していただきたい。県費教職員採用や財政状況もあるので、市独自は難しい。現在、県内13市で構成している都市教育長協議会から県教委に要望している」との答弁がありました。

議第108号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第108号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、文教福祉常任委員会において、閉会中の継続審査または調査にすべき事件について、委員から、野洲市歴史民俗博物館及び野洲市学校給食センターの公共施設等総合管理計画におけるマネジメントの進捗状況調査及び現地調査の所管事務調査の提案があり、調査内容、調査期間等については委員長に一任されました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己です。

去る12月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日、14日、15日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、12月20日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）、議第93号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第94号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第95号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予

算（第2号）、議第96号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）、議第97号令和3年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）、議第98号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）、以上7議案について、主な審査内容を報告いたします。

まず、議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）における総務分科会の審査内容は、委員からの「生活困窮者支援事業について、どういう形で事業を委託されているのか。また、その委託方法とは」との質疑に対し、「障害者優先調達推進法を活用し、障がい福祉サービス事業所に委託することによって、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた障がいのある人の就労の場の確保と工賃の向上が図れる。また、配達の商品は米やレトルト商品、缶詰、使い捨てマスクやハンドソープなどの日用品で、委託先のサービス事業所が調達し、配達方法は宅配事業者により支援物資を入れた箱を自宅に届ける」との答弁の報告を受けました。

また、債務負担行為の審査で、「総合計画、都市計画マスタープラン等に記されている国土交通省の立地適正化計画に整合性が取れる前提として、計画を進めていくのか。また、総務省の病院事業債の整理もしていかなければならないのでは」との質疑に対し、「現状は、駅前の基本構想に準じ、これまでの野洲市の上位計画に準じて進めていきたい。また、病院事業債については、用地の用途変更で目的が変わった場合に償還という手続は必要である。ただ、それについては、病院事業についても、野洲駅南口についても並行して構想の段階で進めているので、めどを立てて事業を進めていかなければならないと考えている」との答弁の報告を受けました。

文教福祉分科会の審査内容は、委員からの「児童対策推進事業費の施設等利用費について、幼児教育・保育の無償化対象外について新規に補正計上されたが、何か事例があったのか」との質疑に対し、「国において、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業という補助事業が創設された。これは幼児教育・保育の無償化の対象となっていないところに補助金として支給するもので、今回、当該事業に係る施設について対象とするものである」との答弁の報告を受けました。

環境経済建設分科会の審査内容は、委員からの「漁業経営者1人当たり20万円を計5名に支援することについて、5名で足りるのか、なぜ5名なのか」との質疑に対し、「中主漁業協同組合の会員数が約20名であり、その中で主に漁業を家族経営で営んでおられる方が5名であり、その方へ助成を行う。支援金の20万円については、燃料費や修理費等、経常経費の計上分である」との答弁の報告を受けました。



また、「友川の水門の修繕の設計委託について、設計委託で280万円ということは、来年度、工事請負がこれ以上の金額で出てくるということか」との質疑に対し、「今回については設計委託料のみであり、詳細設計が完了次第、いずれかの段階で補正予算を提案させていただき、次年度10月以降の渇水期に工事が実施できるようにしたい」との答弁の報告を受けました。

次に、議第93号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員からの「葬祭諸費事業費において50万円増額となっているが、亡くなられた方が増えているのか」との質疑に対し、「予算計上時には、前年度実績を参考に計上している。今年度は若干増えている。月平均4、5件であるが、令和3年4月が10件の支払いであったため、今後の支払いを滞りなくするためである」との答弁の報告を受けました。

議第94号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議第95号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員からの「地域密着型介護サービス給付費で、補正前予算6億4,736万円に対して8,700万円の増額補正となっている。訪問看護、デイサービス、グループホーム等の事業でどのサービスが増えたのか」との質疑に対し、「増額理由は、認知症対応型共同生活介護の事業所が令和2年8月に再開、小規模多機能型居宅介護事業所が令和2年4月に開所したことによる給付費の伸びによる」との答弁の報告を受けました。

次に、議第96号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議第97号令和3年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）について、委員からの「流域下水維持管理負担金返還金が9,649万円であると説明いただいたが、もう少し詳細な説明を」との質疑に対し、「流域下水道については湖南中部地域の9市2町の流域を担っており、処理については県管理の矢橋帰帆島の浄化センターで行っている。流域下水道に関する維持管理に要する費用については、各処理区での独立採算を原則として運営されており、流域下水道を使用する市町が受益の割合に応じて負担することとなっている。維持管理負担金の対象については、流域下水道の維持管理費と資本費の起債元利償還金である。今回の維持管理負担金の返還金については、平成28年度から令和2年度までの5年間を琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第8期計画期間とされており、本年度において、期間満了に伴う負担金の精算がされ、10月15日付で本市に剰余金の返還がされ

る通知があり、補正予算を上程させていただいた」との答弁の報告を受けました。

次に、議第98号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）について、委員からの「修繕費の内容とは」との質疑に対し、「主なものとしては、空調設備の修繕、給排水設備の修繕、天井の雨漏れ等の修繕である」との答弁の報告を受けました。

以上が各分科会での主な審査内容です。

次に、各分科会長への質疑で、総務分科会長への質疑において、委員からの「債務負担行為の補正の中で見積りの根拠を求められたが、その後、執行部からの提供あったのか」との質疑に対し、「1,500万円予算の組立てに当たって、人員と時間的なことで予算が構成される答弁があったが、詳細な見積書、ペーパーの提供はなかった」との答弁がありました。

次に、議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案について審査いたしました。

修正内容は、第2表、債務負担行為補正で野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る限度額1,500万円を削るもので、事業対象地は野洲市立病院事業の設置等に関する条例で、病院事業の設置位置として定められている土地であり、債務負担行為の追加を看過することはできないとするものでした。

次に、修正案に対する質疑を行い、委員からの「修正理由で、法的に違法なのか確認されたのか」との質疑に対し、「事務手続上、条例が定められているのに、今回そこに1,500万円の他事業の補正予算をつけることはそもそも事務手続上、間違っているという解釈のもとに提出した」との答弁がありました。

次に、委員間討議を行いました。

委員からは、「税込増は野洲市の喫緊の課題であるが、とても事業の可能性が見込めない」との意見や「今後の野洲市の将来像を決めていくためにも、十分意見を聞いて納得のいく計画を立てるために必要な予算である」との意見など、活発な委員間討議が行われました。

以上、執行部提案の補正予算7議案及び委員提出の修正案について慎重に審査しました結果、議第92号に対する修正案については、採決の結果、賛成少数により、否決され、次に、議第92号原案について採決し、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第93号から議第98号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案及び委員提出の修正案の審査結果の報告といたします。

失礼しました。報告の冒頭の部分で、委員会の日付を「12月20日」と申しあげましたが、正しくは「12月21日」でございました。おわびして、訂正いたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対し、第15番、橋俊明議員から、既に配付いたしました文書のとおり、修正案が提出されています。これを併せて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、橋俊明でございます。

それでは、議第92号令和3年度野洲市一般会計予算（第6号）に対する修正案を提出させていただきます。

内容につきましては、令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案といたしまして、議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正するという事で、第2表中、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務について、次の表のとおり削るという形で、1,500万を削る修正案を提出するものであります。

なお、修正理由につきましては、本補正予算において、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加が上げられている。しかし、当該整備事業支援業務の対象となっている土地につきましては、野洲市病院事業の設置等に関する条例において、病院事業の設置位置として定められている。

行政が法の定めに従って行動することは法治国家において当然の義務であり、市が設置条例を身勝手に解釈し、複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加を提案することは看過できない。

以上のことから、修正案を提出するものであります。

○議長（荒川泰宏君） これより、第92号に対する修正案に対し、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第92号から議第100号まで及び議第102号から議第108号まで並びに請願第3号、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他16件、並びに議第92号に対する修正案について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

(午後1時35分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

なお、議第92号原案及び議第92号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第92号に対する討論の順序については、まず修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論はまず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順で行います。

まず、議第92号原案及び議第92号に対する修正案について、それではまず、第10番、奥山文市郎議員。

○10番(奥山文市郎君) 第10番、奥山文市郎です。

議第92号令和3年度一般会計補正予算(第6号)について、賛成の立場で討論を行います。とりわけ補正予算書のうち、第2表、野洲駅南口複合商業施設整備支援業務の債務負担行為補正に絞って述べさせていただきます。

JR野洲駅南口につきましては、京都から新快速で30分、大阪から60分と利便性が高く、県内にある他市の駅前を見渡しても屈指の一等地であることは言うに及びません。しかしながら、この土地については、過去に都市整備基本計画が立てられ、さらには市民病院建設整備についても着手には至らず今まで放置されたままになってきました。野洲市民はもとより、他市の方々からも、もったいないなという声もよく耳にしております。また、夜間ともなると、灯もなく治安上もよくない状況下にあります。

こうした中、今回、官民連携手法で民間活力の導入を図り、本市の玄関口にふさわしい、にぎわいの創出と人的交流の場をつくることを目指されることは、市の活性化のためには

大切であるものと考えます。また、今までは市職員のみで調査活動をされてきたかと思いますが、次のステップとして具体的な作業を進めるためには、その業界や商業開発動向に精通した民間事業者の支援を求めることは非常に重要であります。

したがいまして、現状の当該用地に係る課題についても並行して早急に解決をしていただき、何が市民にとって一番よいかを念頭に置きながら、スピード感を持って、提案であるこの駅前整備を一步前に進めていただきたいと思います。さらには、非常に厳しい財政状況下にあって、この市有地が売却などの有効な利活用をされると財政的なメリットも得られるという、大変歓迎すべき側面もあります。

いずれにいたしましても、市の顔となる駅前の魅力的な都市空間づくり、駅を降りてわくわくどきどきするような高揚感や期待感の醸成づくりは、この野洲市は他市の後塵を拝していることは紛れもない事実であります。このチャンスを逸すると周回遅れになるかもしれません。夜明けが近づいているのに、また闇夜に戻るかもしれません。どうか一日も早く、明日への希望の灯をこの地にともしていただきたいと思います。願うばかりであります。

議員の皆様方、野洲市が現在の閉塞状態から抜け出し、未来の発展の礎となりますよう、どうか賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上のことから、今回の債務負担行為補正を含む一般会計補正予算（第6号）につきましては、原案どおり賛成させていただきますので、議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、こんにちは。第2番、田中陽介です。

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）修正案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算の修正は、駅前南口Aブロックの複合商業施設開発におけるコンサルタント、いわゆる業務支援委託の部分の削除をするものです。これに賛成する理由としましては、やはりあまりにも中身が見えない。何をどのような目的で進めていくかというイメージがとては僕はできませんでした。市民の方にこれでは説明ができないという思いとともに、これに賛成するものです。

今、内閣府が進めておる手法にEBPMというのがあります。これはエビデンス・ベスト・ポリシー・メーカー、要は証拠に基づく政策立案というのがあります。ちょっと横文字で難しいんですけども、要するに、政策の企画をその場限りのエピソードに頼る

のではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠、いわゆるエビデンスに基づくものとするということであるというふうにされています。この政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計などのデータを活用したこのEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するのものとされていますが、今の野洲市の政策決定はこれに逆行しているように感じます。

また、委員会でも述べましたけれども、この外部の力、いわゆる官民協働という形を取ると言っているんですけども、これに頼るという意味で、私は地域おこし協力隊の活用事例を例えて意見をしました。それはどういうことかということ、今回はあくまで支援の予算であり、市が主体、そして市長からは自由な提案、あらゆる可能性という言葉も出ております。議会の質疑においても、にぎわいや税収増という、お題目は出てくるんですけども、やはりその中身、内容についての明確な説明がなく、曖昧でちょっと抽象的であるなど感じております。

これを先ほどの事例に例えると、募集企業、例でいくと隊員にとっては自由度が高いとすごくやりやすいというように一見も見えるんですけども、実はこれは逆で、自由度の高いフリーハンドの募集をしている自治体は非常に厳しい成果になっているところが多いです。その理由は、あくまで外部の力を入れるのであって、本当に必要なのは地域での合意形成やそれに対する地ならし、そして役所の支援体制、責任の所在、そして調査などをしっかり設計されていないことが多いからです。結果として、こういったフリーハンドの募集をかけるとミスマッチをもたらすことというのが非常に多いと言われております。今回の駅前事業の進め方も、こうした傾向があるように感じて危惧しております。

こうしたEBPMを意識して、実地調査等を明確な目的とミッションの設定ができていれば、ミスマッチを防いで、事業、政策の成功率は高くなると思います。これが今必要なことでありまして、これから政策決定していただきたいなと思います。

また、駅前に病院を新設、これは喫緊の課題ではありますが、本当にBブロックという場所で可能なのかも現状分かりません。市長答弁でも、今回、「今は」という言葉を多用されました。前回も「今は」現地建て替えしか考えていないと頑なに進められ、プランBは検討しないとおっしゃっていた記憶があります。こうしたことから、病院長もBでやらないのかと不安を明らかにされていまして、我々も何をどう解釈してよいのかというのを非常に迷っております。

市長は当選されたときに、具体的な公約を出されました。現地で半額で建て替える、そ

れはすごく具体的で分かりやすかったと思います。それで結果が出たというのもあると思います。もちろんエビデンスのない具体案であったので、結果は残念なことになってしまったんですけども、次はちゃんとエビデンスに基づいて、あれぐらいしっかり明言していただける、そんな事業を進めていってもらいたいと思います。

この1年、進め方、そして抽象的な説明、市民不在で政策決定の根拠がはっきりしないというこの一連の流れの中では、政策を実現するのは非常に難しいなと思っております。いま一度、急ぐのではなくて、この駅前の商業開発、商業に関わる開発の話は市民との対話や情報収集、明確な課題意識とKPI等の設定、これを市が自ら主体的に行って、政策の地ならしをしっかりとしていくべきであると思います。私はそのための支援業務であれば認めてもいいとは思っていますし、誰のための駅前か、何のためにやるのか、机上だけではなくて、現場の声、対話、データに基づいた政策決定をしていただきたいと思っています。

以上の理由から、今回の債務負担行為の修正に対しては賛成ということで討論を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣でございます。

令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場から討論いたします。

修正案では、原案から野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務1,500万円が削除されています。野洲市にとって最も大きな課題は、今後想定される人口減少と少子化、また地域経済の活性化、雇用の安定、にぎわいの創出であります。市民に寄り添い、日々の生活を応援することが野洲市を元気にする方法であり、市民の願いでもあります。しかし、市議会側にはそもそも現在これらの最重要課題を解決するための抜本的な具体策を提案できるだけの専門性や企画力、当事者能力は十分ではなく、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務1,500万円の削除は市民の希望、楽しみを失わせ、市の未来を衰退させるものであると考えます。その解決力を保持しているのは、市長の統率力を前提とした官民連携、市の最高頭脳、城である政策調整部長、そして政策調整部企画調整課職員の職務遂行能力であると考えます。

さて、当職は市立野洲病院整備の立地場所について、野洲駅南口以外、郊外、あるいは現地建て替えとする選挙公約、大義を挙げ、市民から議場にお送りいただき、自身の公約を実現するため、今定例会一般質問において、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務

がAブロックのみを対象としているのか、あるいはBブロックも含めているのかを問い、後者であれば原案に賛成し、前者であれば賛成することができないことを市長に問うたところであります。市長の答弁はあらゆる提案を排除しないというものであります。

次に、一般質問終了後の政務活動を重ねて行った結果、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務1, 500万円の補正予算を認めることが、現時点において自身の公約実現においても最も合理的であると判断に至りました。その理由を端的に3点述べたいと思います。

なお、これらは当職の責任において発言するものであり、また現段階では公式化されていないものであり、今後の時系列上の進行結果をもって未来に評価されるものであることを付け加えます。

1点目は、市長の目指すところは市長自身の選挙公約に立ち返り、病院整備地は駅前Bブロックではなく、郊外、あるいは現地建て替えの再挑戦である。したがって、現在のBブロックにおける病院整備計画は、今後予備的な政策に移行される可能性がうかがえる。

2点目は、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務1, 500万円の債務負担行為はあくまで導入部入り口であり、12月17日の都市基盤整備特別委員会で聞く限り、Aブロック単体では商業機能が成立しないということは明らかであり、本債務負担行為はあくまで導入部で、最終的な戦略目標はAブロックにとどまらない、B、Cブロックを含めた売却等であると考えます。その後、JRを含めた日本を代表する最高レベルの共同事業体により開発行為が進み、解決すべき課題も山積が予想され、諸条件にもよりますが、理想的に推移すれば、民間投資規模で100億円を超える可能性を有していることがうかがえる。

3点目は、債務負担行為が認められた後、12月17日の都市基盤整備特別委員会で、政策調整部より、サウンディングにより本事業が追い風になっていると発言があったように、経済合理性による外部からの提案の可能性は非常に高く、それを契機に、仮にBブロックを含めたパートナー事業者選定を目的とする支援業務に事業目的が修正されたとしても、政策調整部長、そして政策調整部企画調整課の職員遂行能力に期待ができること。

以上3点を述べました。

成功の鍵は、今後、市側が短期間に事業遂行を行う必要があり、Bブロックを含めた意思形成過程の開始、すなわち政策転換の時期、そして市長の実行力にかかっていると考えます。成功すれば、結果として、市長候補時代の選挙公約を迂回してしまったことは重大



ではありますが、失地回復することになり、市議会議員時代の同期としても大いに期待しているものであります。

しかしながら、先の一般質問でも述べましたが、仮に市立野洲病院整備の立地場所について、野洲駅南口以外ではなく、現在の公式上の計画であるBブロックで整備を仮に進めるようなことがあれば、当職としては、大変厳しい言葉ではありますが、市長を一旦辞職し、改めて現在の政策を選挙公約として出直し選挙を行うべきであることも申し添えなければならなくなってしまいますので、その点、ご留意のほうをお願いしたいと思います。補正予算成立後の市長の行動力に期待して、討論を終了したいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は、令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対して提出されました修正案について、賛成の討論を行います。

修正案は、補正予算のうち、第2表、債務負担行為補正の野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に関わる債務負担行為にて1,500万円の限度額を定めようとするということについて、これを削除するものです。今議会におきまして、この補正予算の債務負担行為をはじめ、また一般質問や新病院整備特別委員会、都市基盤整備特別委員会などで、駅前整備や新病院建設問題について多様な議論が行われました。そもそも駅南口Aブロックはこれまで約10年間にわたり、市民と議会、市職員とで議論を積み重ねてこられ、市民病院の建設地と決めました。このことは「野洲市病院事業の設置等に関する条例」の第2条第2項で、「病院事業を行う施設の名称及び位置は次のとおりとする」として、名称は「野洲市民病院」、位置については「野洲市小篠原2203番地1」と定められております。

今議会の議論と審議を見ましても、野洲市における地域医療のあり方、また郊外での建設を主張されるご意見、またAブロックでの建設のご意見などが出され、また市民の声にしましても同様で、多様な意見と思いがあります。にもかかわらず、Aブロックは商業施設整備、Bブロックは病院建設であるとして、まるで決定したかのごとく進めています。議会においても、市民においても、全体として総意とはとてもなっていないと考えるものであります。これまでの市長の進め方が就任直後に実施設計の凍結と解約、またその中で行われたサウンディングと今後の進め方を見ましても、行政が最も大事にしなければならない市民の立場に立った民主的行政からかけ離れた進め方と言わざるを得ません。

私は、以上のことから、本補正予算で提案されています債務負担行為は認められないもので、これを削除する修正案に賛成するものです。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、益川教智です。

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案について、賛成の立場から討論させていただきます。

本補正予算において、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加が挙げられています。野洲市は現在、行財政改革を進めるなど、財政難への対応をしておりますが、抜本的な解決を図るためには民の知と力による民間開発を行い、税収増に向けた取り組みを進める必要があります、その中で現在病院用地として条例及び構想で定められているAブロックにおいて税収を生み出すということを栢木市長は主張してこられました。その意向を受け、Aブロックでの複合商業施設整備に向けて、サウンディングへの参加を行っておられます。

サウンディングへの参加に際しては、事業の発案に当たり、「民間事業者からの自由な発想に基づく助言や提案を求めたい」という目的から、当該土地の利用方法について細かい制限は設けられませんでした。しかし、そのような自由な発想から出された民間からの意見の中で、現在、市が抱えている財政難を抜本的に解決できるような税収増が見込める提案はなかったと認識しております。また、それ以外の具体的な事業の可能性についても、栢木市長は言及しておられません。つまり、Aブロックにおいて税収を生み出す見込みが現在立っていない状況で、その事業に1,500万円の債務負担行為というものが提案されています。

また、今回対象となっている土地は、野洲市病院事業の設置等に関する条例において、病院事業の設置位置として定められている場所です。そして、この設置位置に関しては、現市立野洲病院の老朽化を受け、各種専門家や医療従事者、また地域住民との長年の協議を重ねて定められたものであります。仮に当該土地において、病院事業以外の事業について進めようとするのであれば、本来であれば、改めて専門家、関係機関及び地域住民との協議を重ね、議会での審議を経た上で、条例改正の手続により新たな病院事業の位置を定めた上で進めるべきであります。しかし、現病院の老朽化はそのような議論を尽くすことを待ってはくれず、そうであるならば、施設の実施設設計が実質完了しているAブロックにおける病院整備の可能性がいまだに否定されるものではありません。

さらに、現在、執行部は、いわゆる駅前Bブロックと呼ばれる土地において病院整備事業を進めようとしておられます。これは評価委員会への諮問並びに特別委員会における議員への説明、また意見聴取などから、市がそういう方針を持っていることは明らかであります。しかし、そこで整備されようとしている病院が本当に市民の命や健康を守る設備、機能を有しているのか、また経営面において持続可能な運営が可能なのか、また駐車場が確保できるのかといった重要な要素について明らかにされておられません。このような状況では、今後の検討の中でBブロックでの病院整備が不可能となることも十分に予想されます。そのような場合に備え、現在、条例において定められている土地については、市民から望まれている駅前の病院用地として保持し、他の事業を進めようとすることは少なくとも現時点では行うべきではないと断言できます。

最後に、改めて言及するまでもなく、条例の制定は議会の議決によって行われます。この場において議決して定められた条例に反する予算案としての議案を認めるわけにはいかないと私は考えます。これは、この補正予算案に対して議会がどのように対応するのかということについては、駅前の土地の利用問題のみならず、みんなで決めたルールに対してどう対応していくのか、どう向き合うのかということについて、それぞれの議員が根本のところでは考え方が問われていると思います。議員各位におかれては、それぞれ自身のお考えで、いま一度熟慮いただき、判断いただくことをお願い申し上げまして、賛成討論を終えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、請願第3号について、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

請願第3号野洲市における子どものマスク着用の自由意思尊重に関する請願、原案に対して、賛成の討論をさせていただきます。

今回のこの請願は至ってシンプルな請願でございます。日本は法治国家でありまして、何人も法の下での平等を保障されております。自由意思というのは、これは人権でありまして、憲法で認められており、これを尊重することは日本国民の基本であります。このコロナ禍において、国民は様々なお願いを国からされてはおりますが、基本的に制約を課すということは保障と対になるものであり、それ以外の部分に関しては個人の意思が尊重されるものであります。これは国が出しているそれぞれの通達を見ても明らかです。

そこで、今回の請願でありますけれども、請願を出された理由、請願者の信念や考え方、エビデンスの内容、いろいろありますけれども、この請願が最終的に求めているものとい

うのは、「教育委員会の方針を各学校や保育施設等にしっかり伝達していただき、実行してください。」、こういうことです。この内容が何か公共の福祉に接触するでしょうか。保護者の意思、児童の意思を尊重することに何の問題があるでしょうか。これをもって、いさかいが起こるかもしれないと、いろんな意見を認めたら争いが起こるんじゃないかと、自由意思を制限することは、私は非常に危険なことだと感じております。成熟した共生社会の実現には、他の意見を認めながら折り合いをつけてともに生きる、そういうことが必要で、そのために対話がありますし、コミュニケーションがあります。これを否定し、みんなが右へ倣え、全体主義を進め、少数意見を封殺していくような、そういうことをこの市議会が認めていくということは、これは多様性や共生社会、そして人権を形骸化していくことにほかならないと思います。

最後に、教育長の議会での発言の要約を述べたいと思います。マスク着用のメリット、デメリットを発達段階に応じて十分指導する。それから、保護者さんの理解を得て、協力をお願いしながら、日々の学校生活を続けていくと考えている。いじめや差別に関わる問題については、日頃から人権教育の中で、人それぞれいろいろな考え方があり、その多様性を尊重しようという教育も人権教育の中で進めているので、いじめや差別がそこから出てこないよう丁寧に指導していく取り組みを行っている。それから、いろんな教職員による相談体制、いま一度、丁寧に子どもたちのSOSを受け止められるようにしていくことによって、コロナ禍を乗り越えられたらと思っていると、このように発言していただいております。

まさにこのことを実行してほしいというのがこの内容でありまして、勇気を出して、子どもたちのため、声を上げた保護者が、先ほど述べた教育長のおっしゃる内容、その「教育委員会の方針を各学校や保育施設等に伝達し、実行してください。」この当たり前のことを執行者に求めるこの請願は市議会として応援するべきではないかと、私はそう思います。

どうかご理解、ご精査いただくことをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第92号から議第100号まで及び議第102号から議第108号まで並びに請願第3号並びに議第92号に対する修正案について、採決を行います。

採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行います。

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第92号に対する橋俊明議員から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)については、議第109号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第7号)を先に議決していることにより、議決の結果生じた補正前の額等、数字、その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)につきまして、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字、その他の整理を本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第92号令和3年度野洲市一

般会計補正予算（第6号）につきまして、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字、その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

次に、議第93号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第94号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第94号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号令和3年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第98号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第99号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号権利の放棄について、採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第100号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時35分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訂正を行います。

次に、議第102号から議第107号まで、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)、他5件を一括して採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。議第102号から議第107号まで、指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)他5件について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第102号から議第107号までについては、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号から議第107号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号野洲教育振興基本計画第3期の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第108号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。



起立全員であります。よって、議第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号野洲市における子どものマスク着用の自由意思尊重に関する請願について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第3号については、原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択となりました。

暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

(午後2時37分 休憩)

(午後2時55分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員から発言を求められておりますので、この発言を認めます。

東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほどの予算委員会の報告の中、修正案に対する質疑と答弁の報告の中で、発言者が誰なのか分かりにくいとのご意見がございましたので、次のとおり修正いたします。

委員からの「修正案理由で、法的に違法なのか確認されたのか」との質疑に対し、修正案を提出した議員から「事務手続上、条例が定めているのに、今回そこに1,500万円の他事業の補正予算をつけることはそもそも事務手続上、間違っているという解釈のもとに提出した」との答弁がありました。

以上です。

(日程第3)

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第101号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターぎおう）を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、第3番、石川恵美議員の退場を求めます。

(3番 石川恵美君 退場)

○議長（荒川泰宏君） 次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） 第17番、稲垣誠亮です。

去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第101号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターぎおう）を審査いたしました。

委員から「妓王まちづくり推進協議会に関して、どのような形で運営されているのか」との質疑に対し、「妓王まちづくり協議会は平成24年から指定しているが、当時の議論として、自治会業務以外に重複するのは大変であったと聞いている。したがって、妓王まちづくり推進協議会には自治会業務に精通した元自治会長等を採用することにより、業務が重複しないように別組織で運営する形で平成24年から指定管理を始めることになったと聞いている」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第101号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議第101号議案の審査結果の報告といたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第101号について、討論を行います。

討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第101号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第101号については委員長の報告のとおり可決されました。

石川恵美議員の入場を許可します。

(3番 石川恵美君 入場)

○議長(荒川泰宏君) お諮りいたします。

議第110号から議第112号まで及び決議第5号並びに意見書第18号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第110号から議第112号まで及び決議第5号並びに意見書第18号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 追加日程第1、議第110号から議第112号までについて、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第8号)他2件を議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) 朗読いたします。

議第110号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第8号)、他、補正予算1件。

議第111号工事請負契約について(中主小学校旧館棟改築(建築主体)工事)について。

以上です。

○議長(荒川泰宏君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長(栢木 進君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算2件、その他1件の合計3件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第110号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出予算それぞれに7億5,000万円を増額します。歳出については、民生費の社会福祉総務費において、

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した方々に対し、1世帯当たり10万円を給付するため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び事務費を追加します。これに対する歳入は歳出に対する国庫支出金を追加いたします。

議第111号工事請負契約について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）についてご説明申し上げます。

中主小学校において、経年劣化による建物全般の老朽化に伴い、校舎の改築を行うもので、去る12月10日に執行した一般競争入札の結果、請負金額6億5,971万4,000円、請負者を株式会社桑原組大津本店、常務執行役員本店長、齊藤秋雄と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第112号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算それぞれに4億3,610万7,000円を増額します。歳出の内容は、民生費の児童措置費において、既に議第109号で承認いただいている子育て世帯へ臨時特別給付金と併せ、1児童当たり10万円を一括して現金給付するため、子育て世帯への臨時特別給付金及び事務費を追加します。また、歳入では歳出に対する国庫支出金を追加します。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第110号から議第112号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第110号から議第112号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第110号から議第112号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第110号から議第112号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第110号から議第112号までについて、採決を行います。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第110号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第111号工事請負契約について(中主小学校旧館棟改築(建築主体)工事)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第111号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第112号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第112号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部の皆さんには再開時刻を追って連絡いたします。議員の皆様はこのままお待ちください。

(午後3時09分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、決議第5号駅前Bブロックにおける市民病院整備についての特定財源の見通しに関する決議（案）を議題とします。

決議第5号にあつては、既に配付した決議書（案）のとおりです。

それでは、ただいま議題となっております決議第5号駅前Bブロックにおける市民病院整備についての特定財源の見通しに関する決議（案）について、提出者から提出理由の説明を求めます。

第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、橋俊明でございます。

今回、駅前Bブロックにおける市民病院整備についての特定財源の見通しに関する決議（案）を提出させていただくものであります。

この決議（案）につきましては、市立野洲病院の整備場所につきまして、駅前Bブロックに表明されましたが、社会資本整備総合交付金10億5,000万の交付、またはAブロックの病院事業債の一括償還が見込める等の財政的な理由によるものでございました。

特に社会資本整備総合交付金については、本年の2月議会でAブロックの野洲駅周辺地区都市再生整備計画表を廃止して、設置場所を変えた場合の交付金の扱いの質問に対して、「今の時点では不明である」と答弁されています。

一方、去る12月17日の野洲市民病院整備事業特別委員会では、交付金及び病院事業債の特定財源の進捗についての質問に対し、「協議を進めている」との回答でございました。市当局が本年度の2月に特定財源見通しを「不明」と答弁され、既に4、5か月が経過しております。その一方、Bブロックに病院整備を表明された際の最大要因を特定財源（交付金）の有無と説明されており、整合性が見られないこと、財源の進展が見られないことから先行きが懸念をされます。

したがって、条例改正までにこの特定財源の見通しを立てることが必須要件であり、特定財源の見通しを明確にする旨を決議するという形でございます。

提案理由につきましては、今申し上げたとおりでございますので、議員各位の賛同をいただきますようによりしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております決議第5号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第5号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第5号について、討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、決議第5号について、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第5号駅前Bブロックにおける市民病院整備についての特定財源の見通しに関する決議（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、決議第5号は否決されました。

（追加日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第3、意見書第18号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）についてご説明を申し上げます。

新疆ウイグル地区での大規模な恣意的拘留、また人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会が深く憂慮しているところでございます。ご承知のとおり、北京オリンピックの外交ボイコットなどが話題に上っているところであります。この問題に対しては、私自身もちょうど1年ほど前、昨年11月末に日本ウイグル協会副会長、アメフト氏の講演を天津で拝聴したところでございます。そこで語られた詳細については、この

場で披瀝することは差し控えますが、この意見書の文案に書いていますとおり、組織的な人権弾圧、アメリカはこの行為を既にジェノサイドという極めて強い言葉で非難をしており、それはトランプ政権からバイデン政権に変わった今も引き継がれております。

また、遠いことのようにお感じになるかもしれませんが、先ほど申し上げた、今年の11月の講演会でのお話には、お隣の近江八幡市に在住しておられたウイグル人女性、お勤め先も近江八幡市内ということでありました。企業名も報告されておりました。その方がその会社の出張命令によって中国に行かれたまま消息不明になったというような案件も紹介されたところであります。

末尾にありますように、地方自治法99条によって、我々議会には意見書提出権というものが付与されております。議決権とともに、この意見書を表明する権限も非常に重いものと私は理解をしております。野洲市の公益に関する内容について意見がある場合、我々は議決を経て、国や県の関係機関に対し、意見を述べることができるという権限でございます。

今般、申し上げているこの中国による人権侵害の問題は極めて重要な問題であり、また国家の組織的な問題である。そしてまた、野洲市にももしかしたらウイグル人の方がいらっしゃるかもしれません。外国人であろうとなかろうと、外国籍の方であろうとなかろうと、人権は等しく認められなければなりません。私たちは隣人の痛みや苦しみに寄り添うべきであり、その痛みが感じ取れたならば、我々はこれはいけないと意思表示をすべきであります。その権限があるからです。

ぜひともこうしたウイグル人であるということに関して、人権侵害が起こっているという事実を目を背けることなく、しっかりと意思表示を日本の政府として、していただきたいと考えております。そのために、まずはしっかりと政府として調査を行い、そして問題が明確となったならば、嚴重なる抗議を望むという意見書でございます。議員各位のご賛同を心よりお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第18号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。



ただいま議題となっております意見書第18号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第18号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第18号について、討論を行います。

討論はございますか。

討論通告書の提出はありましたが、市議会申し合わせ事項に「反対討論のない場合の賛成討論は、同一会派は行わないものとする」とありますことから、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書第18号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(荒川泰宏君) 起立少数であります。よって、意見書第18号は否決されました。

暫時休憩します。再開を3時40分といたします。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(栢木 進君) 令和3年第5回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る11月30日から本日に至りますまで24日間、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全てお認めいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じて、病院整備、野洲駅前南口整備をはじめ、様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費や

野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為を含む補正予算をお認めいただきました。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染者数は低い水準が続いておりますが、今後に関しましては、いまだ予断を許さない状況であると言えます。来月からは3回目のワクチン接種も開始いたします。感染拡大の抑制を図りつつ、引き続き市民の暮らしを守る施策に取り組んでまいります。野洲駅南口周辺整備につきましても、駅前Aブロックを、にぎわいを創出し税収を生み出す場とすべく、活用方策案の検討等、一連の準備を進めてまいります。

また、住民税非課税世帯等や子育て世帯への臨時特別給付金もお認めいただきました。特に子育て世帯への給付金につきましては、明日、児童手当受給者に対し、10万円を一括して振り込みます。これ以外の方々に対しましても、早期に支給できるよう着実に事務を進めてまいります。

さらに、一般質問では多くの議員の皆様から市民病院整備に関するご質問をいただきました。皆様と議論を重ね、様々な課題を解決しながら、今後早期の整備に向け、鋭意進めてまいりたいと思います。

最後に、議員の皆様には、年の瀬を迎え、何かと慌ただしい中、健康には十分ご留意いただき、引き続き市の発展のためにご活躍いただきますことをお願い申し上げます。併せて、ご家族の皆様共々、よき新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和3年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後3時44分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年12月23日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                山崎有子

署名議員                山本剛